

令和8年度 第1回宇目地域振興審議会

日時 令和8年6月2日(火)19時00分～
場所 宇目振興局 2階 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報 告
 - ・宇目地域コミュニティ協議会（宇目郷 Go）の取組について
- 4 議 事
 - （1）第2次佐伯市総合計画（後期基本計画）の令和7年度の取組に係る検証結果について（諮問）
 - ア 全体の取組について
 - イ 地域別の取組について
 - （2）宇目地域佐伯創生推進総合対策事業について
 - ア 令和7年度事業実績（確定）について
 - イ 令和8年度事業計画（経過）について
- 5 その他
- 6 閉会

(1) 第2次佐伯市総合計画（後期基本計画）の令和7年度の取組に係る検証結果について（諮問）

1 諮問の趣旨

平成30年度にスタートした「第2次佐伯市総合計画（以下、「総合計画」という。）は、市の最上位計画に位置付けられており、毎年度、計画に記載された取組の評価・検証を行っています。

総合計画を構成する7つの政策分野のうち、政策7「地域が輝くまちの創生【地域活性化】」については、各地域振興審議会において計画を策定していることから、他の政策分野とあわせて検証結果を諮問することとしております。

2 別紙資料について

資料名	内容
資料1 第2次佐伯市総合計画（後期基本計画）の進捗管理について	・概要説明資料 ・評価検証の方法や評価結果の概要を記載しています。
資料2 政策評価調書	各政策の概要や政策を構成する施策の評価内容を記載しています。
資料3 施策評価調書	各施策に関連した令和7年度の取組結果や令和8年度の取組予定、目標指標の達成状況等について評価及びその理由を記載しています。
資料4 「人と自然が共生する持続可能なまち」の実現に向けた調書	持続可能なまちづくりにむけて、令和7年度に取り組んだ事業について、経済・社会・環境の三側面にどのように配慮したか整理しています。
資料5 第2次佐伯市総合計画（後期基本計画）概要版（抜粋）	7つの政策の総合評価について、A～Dの4段階で令和7年度の評価を記入しています。

3 審議の流れ

上記「1 諮問の趣旨」の内容を踏まえ、地域振興審議会においては、政策7「地域が輝くまちの創生【地域活性化】」(資料3 政策調書)を重点的に審議していただけるよう、次のとおり進めたいと考えております。

ア 全体の取組について (質疑を含め 10分程度)

- ・ 全般的な概要説明
- ・ 政策企画課から資料1概要説明資料に基づき、令和7年度の総合計画全体の評価結果を中心に説明を行います。

.....

.....

.....

.....

イ 地域別の取組について (質疑を含め 30分程度)

- ・ 資料3施策評価調書の説明
- ・ 事務局(宇目振興局)から、資料3に基づき、取組結果について説明を行います。

.....

.....

.....

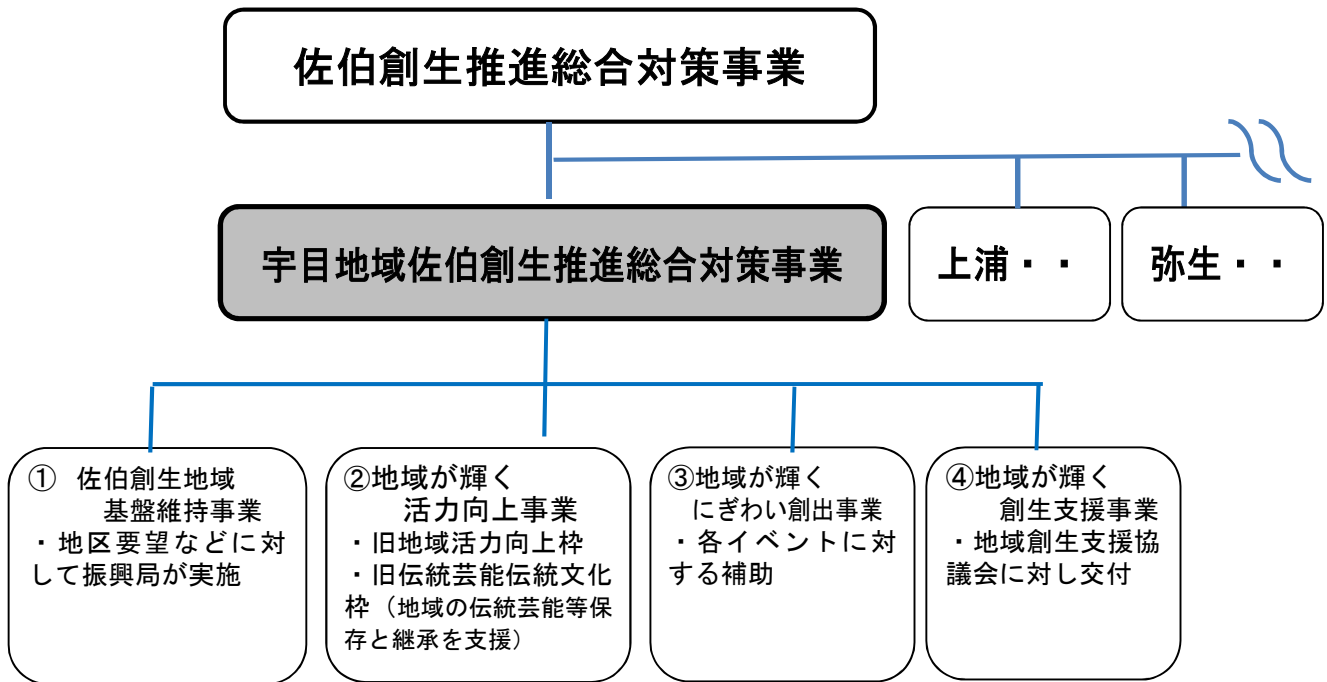
.....

その他(ア、イの進行状況に応じて調整)

- ・ 資料2政策評価調書、資料4「人と自然が共生する持続可能なまち」の実現に向けた調書、資料5第2次佐伯市総合計画(後期基本計画)概要版(抜粋)に関する質疑や意見聴取を想定しています。

(2) 宇目地域佐伯創生推進総合対策事業について

佐伯市の地域創生、人口減少及び高齢化の著しい地域の活性化、地域住民の安全・安心、伝統芸能・伝統文化の保存と継承、各種イベント等の支援に資するため、佐伯市総合計画に基づいた佐伯市創生推進総合対策事業を実施。



○令和8年度 各振興局基本分予算①～④ + 審査員報償費等(27千円)

上 浦…10,000千円 弥 生…10,000千円 本 匠…10,000千円

宇 目…10,000千円 直 川…10,000千円 鶴 見…10,000千円

米水津…10,000千円 蒲 江…10,000千円

ア 令和7年度事業実績（確定）について

- 令和8年3月26日に開催した宇目地域振興審議会にて、令和7年度佐伯創生総合対策事業の事業実績（見込）の報告を行いました。
その後、4月10日に会計処理が完了しましたので、事業実績（確定）の報告を行います。
- 事業実績（確定）に伴い、決算額及び予算残額の上段（カッコ内）に見込額、下段網掛部分に確定額を記載
- 事業実績（確定）の伴い、実施事業（①～④）のうち①佐伯創生基盤維持事業④地域が輝く創生支援事業の確定した内容について網掛部分に記載

令和7年度 宇目地域佐伯創生推進総合対策事業の支出（確定）

実施事業	予算額（流用後）	決算額	予算残額
① 佐伯創生基盤維持事業	4,130,000 円	(3,619,399 円) 3,619,399 円	(510,601 円) 510,601 円
② 地域が輝く地域活力向上事業	1,444,000 円	1,444,000 円	0 円
③ 地域が輝くにぎわい創出事業	2,550,000 円	2,550,000 円	0 円
④ 地域が輝く創生支援事業	1,844,000 円	(1,835,138 円) 1,834,073 円	(8,862 円) 9,927 円
⑤ 審査員報償費＋旅費	32,000 円	13,500 円 14,443 円	(18,500 円) 17,557 円
合 計	10,000,000 円	(9,462,037 円) 9,461,915 円	(537,963 円) 538,085 円

イ 令和8年度事業計画（経過）について

●佐伯創生推進総合対策事業

実施事業	予算額	経過内容
① 佐伯創生地域 基盤維持事業	4,110,000 円	・修繕料 0 件、役務費 0 件、委託料 0 件、原 材料費 0 件
② 地域が輝く活 力向上事業	1,500,000 円	・市報4月号にて募集し5組の応募あり ・5/7 審査会を開催し、以下の4組を採択済み（支 出計 1,500,000 円、予算残 0 円） ① 重岡岩戸神楽 →衣装等を新調予定 ② 宇目商業団地出店組合 →うめタウン326にて25周年記念イベン トを開催予定 ③ さいき創生パートナーズ →道の駅宇目にて宇目地域活性化イベントを 開催予定 ④ 里山農業の会 →宇目の「里山」を中心とした地域再生とプ ロモーション
③ 地域が輝くに ぎわい創出事 業	2,450,000 円	・柳瀬チューリップ祭り補助金 350,000 円 →4/5 開催済 ・椿原祭典補助金 300,000 円 ・八匹原祭典補助金 300,000 円 ・うめ秋大祭補助金 1,500,000 円 ・木浦すみつけ祭り補助金（隔年開催）0 円
④ 地域が輝く創 生支援事業	1,911,000 円	・九大域学連携委託事業 5/20 宇目緑小学校及び宇目緑豊中学校にてリモ ート事業（アサギマダラ）を実施済 5/28 宇目緑小学校及び宇目緑豊中学校にて直接 指導（アサギマダラ）を実施予定 ・郷土芸能及び郷土の食文化の継承事業 4/27 から宇目緑豊中学校の総合的な学習の時間 にて宇目の郷土芸能（神楽、宇目の唄げんか等）に 携わる方を講師に招いて生徒に直接指導を開始し た。
⑤ 審査費用	29,000 円	・5/7 審査会を開催し、4名の審査員に報償費及び 旅費を支払い済み
合計	10,000,000 円	

●その他の宇目地域の事業について

第2次佐伯市総合計画の宇目地域の主な取組として以下の①～③の項目について取組む予定です。

- ① 自然と文化の継承による魅力あるまちづくり
 - ・宇目緑豊小学校及び宇目緑豊中学校との連携
 - ・他学校との連携
 - ・北川ダム湖環境整備推進協議会への支援
 - ・各種団体への支援

- ② 地域の自然をいかした農林産物の販売促進
 - ・JR九州36ふらす3
 - ・ひよこの会への支援
 - ・各補助事業への周知や申請に係る事務処理
 - ・スイートピーひな人形展示

- ③ ユネスコエコパークをいかしたまちづくり
 - ・傾山山開き（4/29 実施済）
 - ・傾山登山口及び夏木山登山口までの林道、市道等の清掃
 - ・藤河内溪谷内の清掃（6/11、秋頃）
 - ・さとやま公園の管理
 - ・アウトドアアクティビティの推進
ツール・ド・佐伯2026（予定）への支援
 - ・柳瀬チューリップ事業
 - ・宇目地域コミュニティ協議会と連携

○佐伯市地域振興審議会条例

平成27年3月31日
条例第7号

(設置)

第1条 本市の地域振興に関し必要な事項を審議するため、次のとおり地域振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名称	設置区域
佐伯地域振興審議会	佐伯市上浦、弥生、本匠、宇目、直川、鶴見、米水津及び蒲江以外の本市の区域
上浦地域振興審議会	佐伯市上浦の区域
弥生地域振興審議会	佐伯市弥生の区域
本匠地域振興審議会	佐伯市本匠の区域
宇目地域振興審議会	佐伯市宇目の区域
直川地域振興審議会	佐伯市直川の区域
鶴見地域振興審議会	佐伯市鶴見の区域
米水津地域振興審議会	佐伯市米水津の区域
蒲江地域振興審議会	佐伯市蒲江の区域

(所掌事務)

第2条 審議会は、それぞれの設置区域ごとに、市長の諮問に応じて、地域振興に関し必要な事項を審議し、答申するものとする。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、それぞれの設置区域に住所を有する者又はそれぞれの設置区域内に存する事業所等に勤務する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、任期中であってもその委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 それぞれの審議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催するものとする。

3 委員は、4分の1以上の委員の連名をもって、審議を求める事項を示して会議の開催を請求することができる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域振興部地域振興課及び各振興局地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

宇目地域振興審議会委員名簿

任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日

番号	在職	活力向上 審査順番	役職	氏名 (五十音順)	備考
1	1期目	9		いのした りえ 井下 利恵	佐伯市スポーツ少年団指導者 (R7 宇目緑豊小学校育友会 会長)
2	3期目	8		いまやま まさひろ 今山 正弘	元佐伯市社会福祉協議会事務局長 農林業
3	4期目	7(済)		おの かな 小野 香奈	佐伯市スポーツ少年団指導者 さいき農林公社事務員
4	3期目	2(済)		おの たかのぶ 小野 貴展	認定農業者
5	3期目	4		おの ゆきこ 小野由紀子	佐伯市観光協会宇目支部監事 飲食店経営
6	1期目	5(済)		かわの としかず 河野 利和	佐伯市消防団宇目方面隊
7	2期目	10		かわの ふみ 河野 文美	宇目町漁業協同組合 事務員 元地域おこし協力隊
8	1期目	1		くどう かつふみ 工藤 克史	テントテントツアーズ 代表 元地域おこし協力隊
9	4期目	6(済)		じくまる まさひこ 軸丸 昌彦	うめ大祭実行委員会委員 (株)軸丸経営
10	3期目	3		せいけ みか 清家 美香	宇目茶代表